



ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士 杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)
大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



先月号の「相続税の申告について」を読んで、夫の財産を調べてみたところ約1億2千万円ほどあることがわかりました。私たち夫婦には結婚した子供が二人いますので、先月号の記事によると申告が必要になります。以前、配偶者は1億6千万円まで相続しても税金はかからないと聞いたことがあります。夫が亡くなったら、私は相続税の申告が必要でしょうか？



先月号をご覧になった方からのご質問ですね。先月号で説明したように、今回のご質問の場合は、ご主人の財産の合計額が1億2千万円で、基礎控除額が4,800万円ですから、ご主人が亡くなられたときの債務・葬式費用の額が7,200万円を超えない場合には、相続税の申告が必要となります。

それでは、相続税額はいくらになるのでしょうか。各相続人が納める相続税額の計算方法を下の図をご覧くださいながら説明したいと思います。

相続税額は、亡くなった方の総遺産額から債務・葬式費用の額を控除した額(正味の遺産総額)から基礎控除額を控除した後の「①課税遺産総額」を、各相続人が民法に定める法定相続分で分けたとして計算した各相続人の税額の合計額「②相続税の総額」を基に、各相続人が実際に相続等した遺産の額の割合に応じて「③各人の算

出税額」を計算します。

更に、この「③各人の算出税額」に、各相続人の事情に応じた加算や各種税額控除等(例えば、相続人が未成年の場合は未成年者控除、障害者の場合は障害者控除など)を適用して実際の納付する税額「⑤各人の納付税額」を算出します。

ご質問の「配偶者の場合は、1億6千万までは税金がかからない」ということは、「④税額控除」のひとつである「配偶者の税額軽減」という制度のことです。

配偶者の税額軽減は、配偶者が相続等で取得した正味の遺産額が次のAかBのどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

A 1億6千万

B 配偶者の法定相続分相当額

大変お得な制度ですが、この制度は、原則として、

配偶者が遺産分割などにより相続税の申告期限までに実際に取得した財産の額を基に計算した申告書を提出した場合に受けられる制度です。

ご質問の場合は、全ての財産を奥様が相続すれば納める相続税はありませんが、申告書の提出は必要になります。また、財産の一部をお子様たちが相続すれば、お子様が相続した分については相続税がかかります。

もし、申告期限までに遺産分割が整わない場合は、期限内申告書の提出期限までに「申告期限後3年以内の分割見込書」を申告書に添付して税務署へ提出してください。

